

平成 22 年 9 月 6 日

各 位

東京都荒川区南千住一丁目 1 番 20 号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 隣 良郎
(コード番号：6255 東証マザーズ)
問合せ先 取締役企画情報部長 佐藤 寿
(TEL 03-5615-5069)

孫会社の設立および事業の譲受けに関するお知らせ

下記のとおりドイツの当社子会社である NPC Europe GmbH の全額出資による孫会社を設立しました。また、新設された孫会社において、平成 22 年 7 月に倒産した Meier Solar Solutions GmbH (ドイツ、以下“旧 MSS 社”という。)の破産管財人と、平成 22 年 9 月 1 日に同社の事業の譲受けに関する契約を締結しました。その後、契約成立の前提条件となっていました旧 MSS 社の大口債権者からの同意取り付けおよび取得代金の払い込みが完了したことにより、当該契約が発効しましたので、お知らせいたします。

記

1. 孫会社の設立および事業の譲受けの理由

事業の譲受けの対象となる旧 MSS 社は、当社グループの太陽電池製造装置事業における真空ラミネーターの競合先でありましたが、平成 22 年 7 月に倒産しました。その後、旧 MSS 社の破産管財人により、平成 22 年 8 月 25 日に旧 MSS 社の資産等に関する入札が行われました。

当社では、太陽電池製造装置事業における技術の融合・柔軟な生産体制の構築・世界サービスネットワークの強化等を目的とし、本件への入札を行いました。結果として、当社が旧 MSS 社の事業を譲り受ける権利を獲得し、当該管財人と事業の譲受けの契約の締結に向けた交渉を進めてきました。

また、当社子会社である NPC Europe GmbH が全額出資する孫会社をドイツに設立し、譲り受ける事業を移管することとし、新設された孫会社が平成 22 年 9 月 1 日に当該管財人との契約の締結に至りました。

更に、当該契約の中で旧 MSS 社の大口債権者の同意を得ることが契約成立の条件とされておりましたが、債権者の同意が得られたため、旧 MSS 社の事業の譲受けが確実なものとなりました。

なお、旧 MSS 社の事業を円滑に引継ぐことで、太陽電池モジュール製造装置市場におけるシェアの拡大およびリーディングカンパニーとしての地位の強化、顧客網羅性の更なる向上、世界最先端のノウハウの構築を強化するための技術の融合、日本およびドイツ 2 カ国におけるフルラインナップの生産体制による世界生産体制の最適化、また、そ

れによる為替リスクの排除・納期短縮・輸送コストの削減、サービス拠点ネットワークの更なる拡大（アジア 13 拠点、欧州 7 拠点、米国 3 拠点）等の効果も期待できるため、シナジー効果は大きなものになると考えております。

【ご参考】旧 MSS 社の沿革

1976 年	真空関連装置の製造販売を目的に Hübers Meier OHG を設立
1984 年	A. Meier KG に社名変更
1993 年	ドイツ ロスラに拠点を置く Deutsche Vakuumapparate Holland-Merten GmbH を買収
1995 年	太陽電池製造用真空ラミネーターの開発開始
2008 年	太陽電池部門が独立、Meier Solar Solutions GmbH（旧 MSS 社）となる
2010 年	裁判所管轄下で資産売却

2. 孫会社の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 商号 | Meier Solar Solutions GmbH |
| (2) 本店所在地 | ドイツ ケルン |
| (3) 代表者 | Petra Katharina Meurer（現 NPC Europe GmbH 取締役） |
| (4) 主な事業内容 | 太陽電池製造装置の開発・設計・製造・販売・保守サービス |
| (5) 工場所在地 | ドイツ ボホルト、ロスラ（2 工場） |
| (6) 決算期 | 7 月 31 日 |
| (7) 従業員数 | 約 110 名（旧 MSS 社から従業員を引き継ぐ予定） |
| (8) 資本金の額 | 25,000 ユーロ |
| (9) 設立年月日 | 平成 22 年 8 月 31 日 |
| (10) 株主及び持株比率 | NPC Europe GmbH（100%） |

3. 事業の譲受けの内容

事業の譲受けの内容	取得価額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産 ・ 前受金（負債項目） ・ 設備、什器、備品 ・ 営業権 ・ 特許権、その他の知的財産権 	8.8 百万ユーロ

4. 取得先の概要

旧 MSS 社に関する資産等は、裁判所から指名を受けた破産管財人である Sebastian Henneke 弁護士の管理下にあるため、当該管財人との契約となりました。また、当社と当該管財人との間に特筆すべき関係はありません。

5. 今後の見通し

本件は今後の当社グループの中長期的な事業発展に寄与するものと考えておりますが、今期（平成 23 年 8 月期）の業績に与える影響は現在精査中であり、精査が完了でき次第発表を予定しております。

以 上